第5章 計画の内容

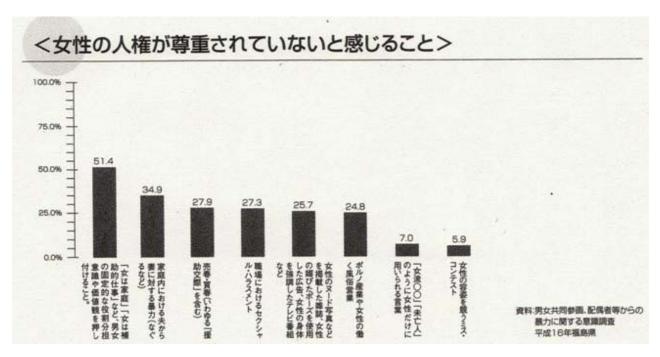
基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会へ向けた意識改革

【現状と課題】

(1)人権を尊重し合い対等な関係が築ける環境づくり

私たちの意識を男女共同参画社会に向けて変えていくためには、現状では何が障害となっているのか、また、どうすれば解消できるのかを考えていく必要があります。特に女性に対して、人権を無視した行動(暴力やセクシャル・ハラスメントなど)から女性を保護しなければならない場合があります。

そのため、男女が互いの人権を尊重し合い、対等な関係が築ける環境づくりを推進し、互いの性を尊重する意識の啓発を行うとともに、相談体制の充実や女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを行う必要があります。



「出展:ふくしま男女共同参画プラン(改定)平成18年3月 福島県」

【主要施策】

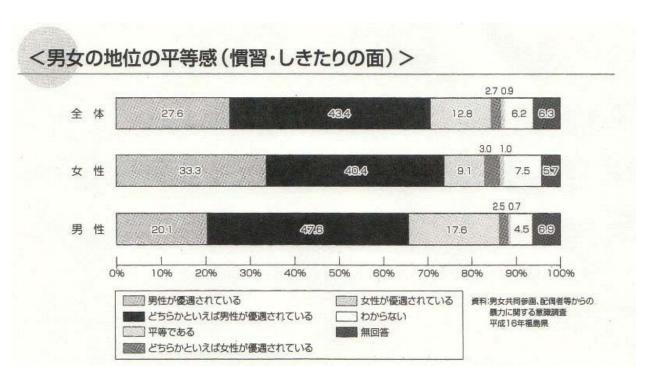
| 施策の内容 | 施策の概要 | 担当課 |
|-----------|----------------------------|-------|
| | | |
| ① 各種相談体制の | ・ 関係機関等との連携を図りながら、男女共同参画社会 | 総務課 |
| 充実 | に向けた取り組みや男性・女性差別問題についての適 | 健康福祉課 |
| | 切な相談窓口の整備・充実を図ります。 | |
| | | |
| ② 男女共同参画社 | ・ 男女共同参画社会に向けての様々な活動をしている団 | 企画情報課 |
| 会の情報の収集 | 体の関係資料等の収集と情報の提供に努めていきま | 生涯学習課 |
| と提供 | す。 | |
| | | |
| ③ 男女共同参画社 | ・ 男女共同参画社会に向けて、すべての町民が理解を深 | 企画情報課 |
| 会の啓発と広報 | め、男女平等意識の視点を高めるため、町の広報紙や | |
| 活動の促進 | 関係機関等により、啓発活動に努めます。 | |
| | | |

(2) 男女共同参画社会の形成へ向けての意識づくり

【現状と課題】

今までの社会の習慣や長い歴史の中で伝統的に受け継がれてきた風習などの影響を根強く受け、無意識のうちに女性は男性に従属するものと考える傾向があります。特に「女性らしく」または「男性らしく」振るまわなくてはならないという根強い考え方や「男性は仕事」、「女性は家庭」という性に基づく固定化した役割分担社会的意識が、各人固有の持っている可能性を制限しまいがちです。このことは、個々の能力や個性を埋没させてしまうばかりでなく、男女平等を基礎とした人権をも侵すことになりかねません。

そのため、このような意識の変革を推進し、差別的な社会通念・慣行・しきたりを改め、男性ばかりでなく女性自身も意識改革を図りながら、男女共同参画社会の形成へ向けての意識づくりに努めます。



「出展:ふくしま男女共同参画プラン(改定)平成18年3月 福島県

【主要施策】

| 施策の内容 | 施策の概要 | 担当課 |
|----------------------|---|-------|
| ① 意識改革のための学習機会の充実 | ・ 男女共同参画についての意識改革のため、各種講演会等を開催し男女の固定的な役割分担意識の是 正を図ります。 | 生涯学習課 |
| ② 社会教育を意識づけるための支援 | ・ 男女平等の視点に立ち男女共同参画を進めるため、社会教育について学ぶ機会を提供します。 | 生涯学習課 |
| ③ 広報紙等による啓発 活動の促進 | ・ 町の広報紙等により、男女共同参画社会の形成に向けた啓発に努めます。 | 企画情報課 |

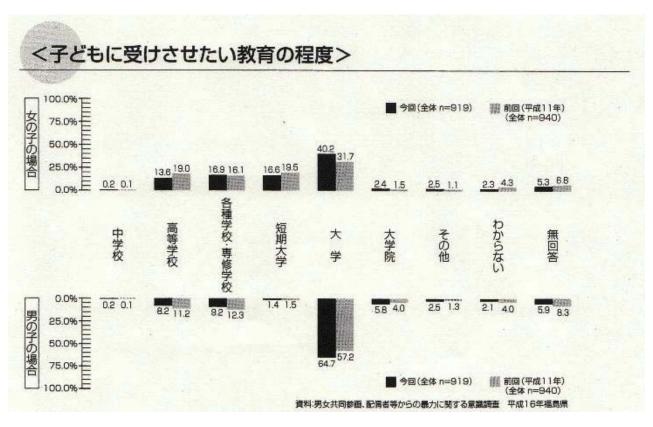
(3) 男女共同参画社会の視点に立った教育の充実

【現状と課題】

男女共同参画を進めていくためには、あらゆる機会を通じて情報や学習機会を提供し、生涯 にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成することが必要です。

また、教育の充実が男女共同参画を推進していくうえで人格形成に大きな影響を与え、特に 幼児期における男女共同参画の視点に立った教育は、男女平等意識づけが形成されるばかりで なく、人権を尊重する心を育むことができます。

そのため、男女平等の理念に基づき、自立した個人として互いに人権を尊重し合い相互の協力と理解を図るためには、家庭や地域、学校における男女共同参画の視点に立った教育の充実に努めていく必要があります。



「出展:ふくしま男女共同参画プラン(改定)平成18年3月 福島県

【主要施策】

| 施策の内容 | 施・策・の・概・要 | 担当課 |
|--|---|------------|
| 男女共同参画の視点に立った学校教育の充実 | ・ 各小中学校の児童・生徒に対し、男女共同参画意識 を醸成するため、男女共同参画の視点に立った授業 の取り組みに努めます。 | 教育総務課 |
| ② 学校運営における男女共同参画の推進 | ・ 学校行事やPTA活動において男女が共同で参画 できる体制づくりに努めます。また、生徒が性別に とらわれず、その個性と能力に合った進路が選択で きるよう適切な進路指導に努めます。 | 教育総務課生涯学習課 |
| ③ 幼児期における男 女共同参画教育の 取り組み | ・ 幼稚園や保育園児等に対して、人権を尊重した教育 の実践や男女共同参画の視点に立った教育・保育へ の取り組みに努めます。 | 健康福祉課教育総務課 |
| ④ 教職員等への研修の充実 | ・ 学校教職員及び幼児を教育・保育する立場にある者への男女共同参画教育研修の充実を図ります。 | 教育総務課 |